

鳥取県告示第 855 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字台山2105の3、字高浜2164の780、2164の861、2164の862
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅